

議案第40号

さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定
について

さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成31年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成29年さいたま市条例第6
1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 ただし、別表小学校の表さいたま市立指扇小学校 の項の改正及び別表中学校の表さいたま市立指扇 中学校の項の改正は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から平成31年8月26日 までの間、別表中学校の表さいたま市立美園南中 学校の項中「さいたま市緑区美園6丁目15番地 」とあるのは、「さいたま市緑区美園5丁目33 番地 さいたま市緑区大字大崎2550番地3」 とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。 ただし、別表小学校の表さいたま市立指扇小学校の 項の改正及び別表中学校の表さいたま市立指扇中 学校の項の改正は、公布の日から施行する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。